

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北千歳駐屯地
第323会計隊長 鈴木 貴司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6LWA1CC01590		6MM81AG0010 0001					
品名 または 件名							
北大演（千歳地区）立木伐採役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
北千歳駐業			管理科水上技官（５７７７）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
北大演（千歳地区）			令和8年11月30日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北千歳駐屯地 第323会計隊及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年10月14日（水）10時30分 北千歳駐屯地 第323会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ウ 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
 - エ 令和7・8・9年度の全省庁統一資格申請において「役務の提供等」の「D以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書（写し）を入札時に提出）
 - オ 現場確認をしている者
- (2) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金：免除する。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額（消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金：免除する。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする）の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 入札の無効
- ア 第2項及び第7項（1）で示した競争参加に必要な資格がない者の入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札書に記名がない場合又は品名、数量金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額が訂正されている入札
 - エ 電報・電話及びFAXによる入札
 - オ 入札開始時刻に遅れた者による入札

- カ 「入札及び契約心得」に定める「暴力団排除に関する事項」に誓約し、記載していない者による入札
- キ 誓約した「暴力団排除に関する事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- ケ 現場確認をしていない者のした入札

(4) 入札説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、現場確認は実施すること。なお現場確認の際は、次に示す日程において事前に調整のうえ確認すること。

令和8年9月24日（木）～10月9日（金）
（金土日祝祭日を除く9時から16時の間）

(5) 契約条項

本契約は「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

(6) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

(7) 落札決定方式

総額が、当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) サプライチェーン・リスクへの対応

ア IT利用装備品等のうちカタログ品の契約を行う場合には、同等品として申請されたもののうち、サプライチェーン・リスクの懸念があると判断されたものは、同等品として認めない。

イ 入札者がサプライチェーン・リスクに対応するための履行体制若しくは品質管理体制について、契約履行の過程において障害等リスクが潜在するソースコード等が契約物品に導入され、又は組み込まれる恐れがあると認められる入札があったときは、当該入札を仕様を満たさないものとして取り扱うものとする。

(9) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札時に提出すること。

ウ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

エ 郵便による入札を認める。この際、封筒は二重にして内封筒に「北大演（千歳地区）立木伐採役務入札書在中」と明記し、別に資格審査結果通知書の写しを同封し、書留郵便等（配達記録のわかるもの）にて入札日の前日17時まで北千歳駐屯地第323会計隊へ必着とする。この際、電話にて担当者に到着の確認を行うこと。

オ 再度入札は直ちに実施する。但し、郵便による入札がある場合の再度入札は別示する。

カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と誓約し、記載すること。

キ 入札に当日参加を希望する場合は、入札日の前日17時までに北千歳駐屯地第323会計隊へ連絡するものとする。

ク 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊北千歳駐屯地 第323会計隊 契約班（担当：松川）
電話：0123-23-2106（内線：5341）

ケ 仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊北千歳駐屯地 業務隊管理科（担当：水上）
電話：0123-23-2106（内線：5777）

(10) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

北部方面隊ホームページ：<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

イ 掲示期間

令和8年9月16日（水）～令和8年10月14日（水）

仕 様 書

1 役務件名：北大演（千歳地区）立木伐採役務

2 役務場所：北海道千歳市上長都

3 役務概要：樹木伐採

4 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は「北大演（千歳地区）立木伐採役務」に関して必要な事項を定めるものとする。

(2) 役務概要（細部）

高速道路横（21m×65m）の地域の立木伐採（財産木80本含む）で10日間程度の作業（図示、伐採木は監督官の現地指示による。）

(3) 本仕様書及び図面明記のない場合又は疑いが生じた場合にはすべて監督官と協議する。

図示された寸法等は参考寸法とし、現地採寸を行い施工を行うこと。

(4) 現場管理

ア 作業現場は資機材の整理整頓及び火災の他、事故発生防止に万全を期する。

イ 作業現場及び危険性のある場所には危険表示をすること。

ウ 作業現場及び許可された場所以外への無断立入を禁ずる。

エ 作業の実施によって官側及びNEXCO側の施設に対し損害が発生した場合、損害の事項に対し直ちに現状回復または賠償するものとする。

オ 本役務は、現場代理人（協力会社員不可）を常駐させ現場管理を実施する。

カ 現場確認は、現場代理人が事前に実施するものとする。その際、日時の調整を監督官と実施した後監督官の立ち合いの上実施するものとする。

キ 作業開始前に契約者及び現場代理人は官側の指定した場所において、監督官と事前に作業の打合せを実施すること。

ク 伐採作業地域は高速道路横であり、道路方向への倒木が無いよう重機等を使用し安全に作業を実施すること。

ケ 伐採した木材を運搬する際は、現場が不整地のためクローラードンプ等での運搬処置を実施すること。

コ 伐採作業終了後、次回伐採現場を確認し、次回の伐採見積りを作成して提出すること。

サ その他、官側の規則に従う事とする。

(5) 役務の実施

ア 施行日時は監督官と調整の上、監督官の立ち合いの上、実施するものとする。

イ 作業時間は08時15分から17時00分とするも、監督官と調整するものとする。

(6) 提出書類

本役務を実施するにあたり必要な書類は、監督官の指示に従い遅延なく作成し、提出すること。

(7) 写 真

役務写真は作業開始前・作業中・作業完了を撮影し、A4－S版に整理し提出すること。

(8) 発生材

伐採木は監督官の指示により定めた長さ（2.4m）に切り揃え、枝打ち等実施し指定された場所に運搬集積するものとし、発生材調書を提出するものとする。

(9) 完了検査

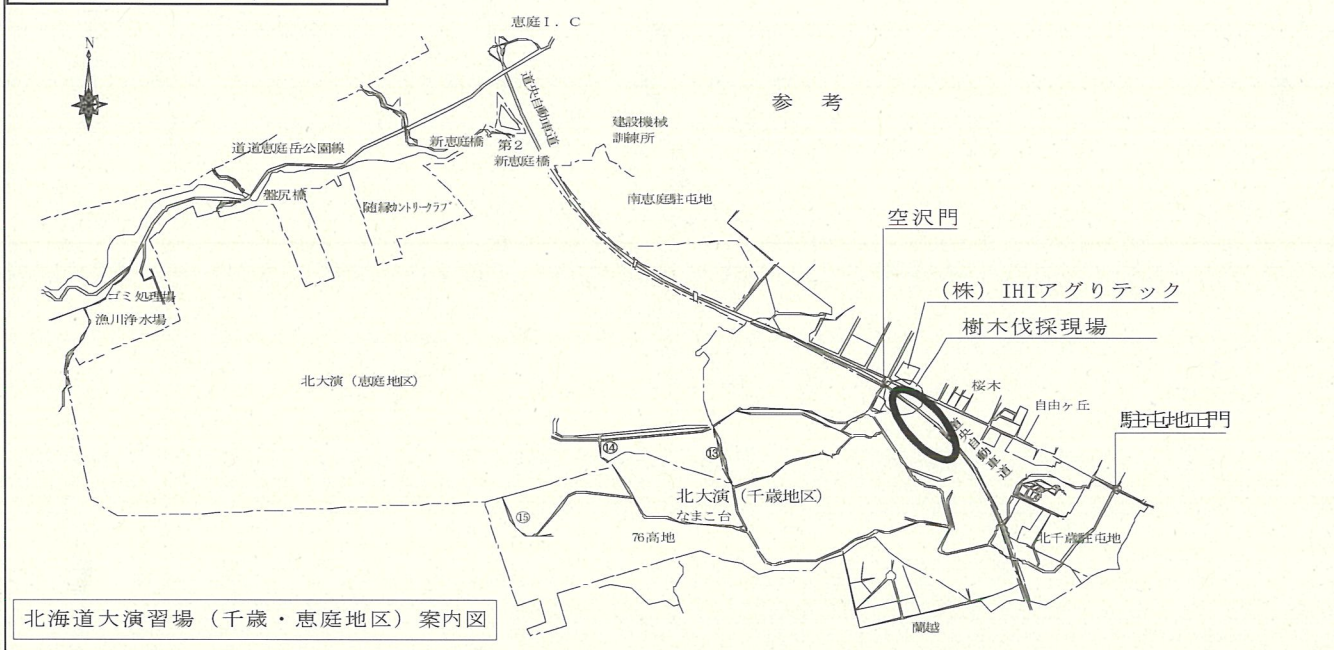
本役務完了後、本仕様書に基づき、請負業者が立会の上、検査官が示した日時に完了検査を行う。

作 業 内 容		
1	作業内容	ア 高速道路NEXCO東日本の柵横演習場内の樹木の伐採 イ 伐採位置は地盤面より10cm前後を基準とする。 ウ 伐採した樹木のうち売払いできる末口10cm以上の木は、枝打ちし長さ2.4mに切り揃え、「発生材調書」により官側に引き継ぐものとする。 エ 直径10cm以下の樹木及び枝は、現場後方10m林内、官側の指定した場所に集積する。 オ 細部実施内容は、着手前に監督官と事前協議する。
2	時 期	樹木伐採及び運搬は10月26日から11月6日までの間で完了するものとする。

伐採木一覧表

No	樹木高	胸高直径	樹 種	No	樹木高	胸高直径	樹 種	No	樹木高	胸高直径	樹 種
1	1.4 m	10 cm	ナラ	31	1.2 m	20 cm	ミズナラ	61	1.4 m	12 cm	ハンノキ
2	1.2 m	15 cm	ミズナラ	32	1.4 m	20 cm	ナラ	62	1.3 m	16 cm	ナラ
3	1.3 m	10 cm	ナラ	33	1.4 m	18 cm	ナラ	63	7 m	10 cm	ナラ
4	1.5 m	15 cm	ミズナラ	34	1.2 m	10 cm	ミズナラ	64	1.4 m	10 cm	マツ
5	1.5 m	13 cm	ミズナラ	35	1.2 m	10 cm	ミズナラ	65	1.4 m	10 cm	マツ
6	1.4 m	12 cm	ミズナラ	36	1.3 m	13 cm	ミズナラ	66	6 m	10 cm	ミズナラ
7	1.5 m	15 cm	ミズナラ	37	1.4 m	12 cm	シラカバ	67	1.5 m	25 cm	ナラ
8	1.6 m	17 cm	ミズナラ	38	6 m	10 cm	ナラ	68	8 m	10 cm	マツ
9	1.2 m	12 cm	ミズナラ	39	1.6 m	10 cm	マツ	69	1.3 m	15 cm	マツ
10	1.1 m	10 cm	ミズナラ	40	1.5 m	12 cm	マツ	70	1.3 m	12 cm	マツ
11	1.0 m	10 cm	ナラ	41	1.4 m	11 cm	マツ	71	1.4 m	14 cm	ミズナラ
12	1.3 m	10 cm	ミズナラ	42	1.2 m	11 cm	マツ	72	1.1 m	15 cm	シラカバ
13	1.1 m	10 cm	ミズナラ	43	7 m	10 cm	ナラ	73	8 m	13 cm	ナラ
14	1.1 m	10 cm	ミズナラ	44	7 m	10 cm	ハンノキ	74	1.3 m	19 cm	シラカバ
15	1.3 m	14 cm	ミズナラ	45	8 m	10 cm	ハンノキ	75	1.2 m	12 cm	ナラ
16	1.3 m	11 cm	ナラ	46	7 m	10 cm	ハンノキ	76	8 m	10 cm	ナラ
17	1.5 m	11 cm	ミズナラ	47	8 m	10 cm	ハンノキ	77	9 m	13 cm	ナラ
18	1.4 m	11 cm	シラカバ	48	1.3 m	13 cm	マツ	78	9 m	15 cm	ミズナラ
19	1.1 m	10 cm	ナラ	49	1.7 m	16 cm	マツ	79	6 m	16 cm	ナラ
20	1.3 m	10 cm	シラカバ	50	1.0 m	10 cm	ハンノキ	80	1.2 m	10 cm	シラカバ
21	1.6 m	18 cm	ミズナラ	51	1.6 m	17 cm	マツ				
22	1.7 m	10 cm	ミズナラ	52	1.0 m	10 cm	ハンノキ				
23	1.4 m	10 cm	ミズナラ	53	7 m	10 cm	シラカバ				
24	1.6 m	12 cm	シラカバ	54	7 m	10 cm	ナラ				
25	1.2 m	10 cm	ミズナラ	55	6 m	10 cm	シラカバ				
26	1.2 m	12 cm	ミズナラ	56	7 m	10 cm	ナラ				
27	1.4 m	10 cm	ミズナラ	57	8 m	13 cm	ナラ				
28	1.0 m	11 cm	ミズナラ	58	9 m	15 cm	ナラ				
29	1.3 m	11 cm	ミズナラ	59	1.4 m	18 cm	ナラ				
30	1.2 m	11 cm	ミズナラ	60	1.3 m	10 cm	ナラ				

案内図 S-1:40,000



装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。